

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年六月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第三号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年五月二十七日
指定に係る道路の位置	<p>飯能市岩沢千三十一から 千七十九―四まで</p> <p>飯能市岩沢千三十一から 九百六十六―一まで</p> <p>飯能市岩沢千十五から 千十四―二まで</p> <p>飯能市岩沢千二十二から 千二十三―一まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>百九十三・〇</p> <p>百十三・二</p> <p>七十三・八</p> <p>四十七・六</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>十六・〇</p> <p>十六・〇</p> <p>五・〇</p> <p>四・〇</p>